

### 3 . 経団連ご提案

自然由来特例区域から外へ健全土壌として搬出するために行う認定調査は、自然由来汚染が認められた物質のみを対象とすべき。また、汚染の深さ等が明らかな場合は調査の深度（地層）等を限定できる制度とすべき。

1. 調査により自然由来汚染土壌が特定された場合でも、土壌を搬出する際に要する認定調査の対象物質は、当該物質だけでなく、また自然由来・人為由来に関わらず、農薬4物質以外のすべての特定有害物質が対象となる（法16条、施行規則59条）。
2. 自然由来特例区域で掘削前に認定調査を行う場合、一律に深さ1mごとの調査が義務付けられる。

### 3 . 認定調査の制度概要、認定調査件数

要措置区域等外への汚染土壌の搬出について、認定調査を行い汚染が無いことが明らかになった場合のみ、**例外的に土壌汚染対策法の規制を受けない。**

要措置区域等内の土壌は汚染土壌であり、区域外へ搬出することは汚染の拡散の可能性がある。  
したがって、搬出に伴い汚染土壌処理施設に適正に運搬しなければならない。

ただし、要措置区域等については汚染土壌が存在しているものの、必ずしも深度方向に対して、全てが汚染されているとは限らない。

認定調査で深度方向の調査を行い、25種 の全ての特定有害物質について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準の適合を確認できれば、法の規制対象としない。**(任意に講じられる例外的な措置)**

農薬等については、汚染のおそれの把握（地歴等）により、汚染のおそれがないと認められる場合は調査不要として平成23年に緩和。

#### 【認定調査件数】

平成22年度	5件	1,704m <sup>3</sup>
平成23年度	15件	83,770m <sup>3</sup>
平成24年度	25件	341,772m <sup>3</sup>

### 3 . 経団連ご提案 に対する問題点及び要検討事項

ご提案に対する問題点	要検討事項
<p>認定調査は、汚染されていないことを証明するものであり、かつ、外部に搬出されることとなるため、万が一特定有害物質が見つかった際には搬出者が汚染原因者と成りえるため、全ての特定有害物質について確認が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 自然由来特例区域については必ずしも人為由来の汚染が調査されているものではなく、さらに汚染土壌を区域外に搬出することを踏まえると、特定有害物質の確認について緩和することは困難。</li></ul>

## 4 . 千葉県ご提案

1. 自治体と事業者が締結する環境保全協定に基づく地質調査の結果から、汚染土壌の原因が、もっぱら自然的原因によるひ素・ふっ素に起因するものであり、当該土壌を敷地外に搬出しない場合
2. 事業者が事業所内の地下水脈の流れを調査し、その結果、地下水が住居地方面へ流れていないという蓋然性が届出により環境当局が確認できた場合
3. 基準不適合土壌の場内保管が困難となり、当該土壌を場外に搬出する場合は、事業者と自治体との協定締結により、同法に基づく措置が担保されている場合

1 ~ 3 を満たす場合、調査命令を要しないとできないか。

## 4 . 千葉県ご提案 に対する問題点及び考え方

ご提案に対する問題点	考え方
<ul style="list-style-type: none"><li>地歴調査等による汚染のおそれの把握が、土壤汚染対策法に基づき適切に行われなければならない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>「環境保全協定に基づく地質調査」の内容が不明であるが、もっぱら埋立材料による汚染が認められるときは埋立地特例調査を、もっぱら自然的原因による汚染のおそれがあるときは、自然由来特例調査を行い、汚染の状況を確認する必要がある。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>掘削土壌を敷地外に搬出しない場合でも、土地の形質の変更時に基準不適合土壌が帯水層に接することによる、敷地内及び周辺地域への汚染の拡散のリスクがある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>土壌を搬出しないことの行政機関による確認が必要。また、搬出しない場合であっても汚染を拡散させない工事であることの行政機関による確認が必要。(自然由来特例区域については工法に特段の規制無し)</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>土壌を搬出する場合に法に基づく適切な対応を行うためには、土壤汚染状況調査を実施した上で区域指定が必要。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>指定区域から土壌を搬出する場合は、法に基づき搬出届出を行った上で、汚染土壌処理施設による処理を行う必要がある。</li></ul>

## 5 . 千葉県ご提案

### 法第18条「汚染土壌の処理の委託」の例外規定の追加

同法第18条の汚染土壌の委託の処理の例外として、以下の方法を追加できないか。

海底浚渫土で造成された臨海部の残土を海洋汚染防止法のスキームに則って、適切に海底へ埋め戻すという人的な摂取リスクを回避した新たな処理方法

海洋投入処分を実施するに当たっての前提  
海防法に基づく土砂の基準と手続を遵守し、周辺環境への影響を十分に配慮した上で実施

## 5 . 千葉県ご提案 「法第18条の例外規定」に対する制度概要

### 【土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の処理の制度・概要】

- 要措置区域等から汚染土壌を搬出する場合は、土壌汚染対策法に基づく処理業の許可を有する処理施設で処理しなければならない。
- 汚染土壌処理施設には、浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設、分別等処理施設の4種類が規定されており、94事業所が存在する。

浄化等処理施設			セメント 製造施設	埋立 処理施設	分別等 処理施設	事業所数
浄化	溶融	不溶化				
30	6	12	19	34	34	94

注1 平成27年1月末現在の施設数。

注2 1つの事業所が複数の処理施設を保有しているため、それぞれの施設の合計と合致しない。

## 5 . 千葉県ご提案 「法第18条の例外規定」に対する制度概要

### 【船舶からの廃棄物海洋投入処分の制度・概要】

- 陸上発生廃棄物の船舶からの海洋投入処分については、ロンドン議定書（ 1 ）において、原則禁止となっている。
- しかしながら、浚渫物や魚類残さ等の附属書 1 に列挙されている一部の廃棄物その他のものについては、海洋投入処分の検討が可能であり、実施のためには、**海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないこと**等の要件を満たし許可を得る必要がある。
- 我が国では、ロンドン議定書を担保するため、海洋汚染防止法（ 2 ）において許可制度を導入し、要件を満たした申請についてのみ許可発給している。
- 許可発給のためには、廃棄物に含まれる金属等に係る基準を満たしていることが前提であり、以下の 及び 等に適合していなければならない。  
海洋投入処分による海洋環境への影響が軽微であること  
**海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないこと**

1:1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書

2:海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

## 5 . 千葉県ご提案 「法第18条の例外規定」に対する考え方

要措置区域等から搬出する汚染土壌については、土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理施設が94施設存在する現状において、ロンドン議定書で求められている「海洋投入処分以外に適切な処分方法がないこと」の要件を満たさないため、海洋投入処分は困難である。

# 「自然由来物質の規制の適正化」に対する環境省の考え方

土壌汚染対策法においては、特定有害物質による汚染状況を把握した上でリスク管理を実施する仕組みとなっているところ、自然由来物質の規制の適正化に係るご提案については、前記の各種課題があると考えられるため、まずは関係者のご意見をよく伺ってまいりたい。